

田子町定住化雇用促進事業(奨励金交付)

町では、定住・移住促進のための様々な支援事業を実施しています。本事業は、町内に住む新規卒業者、移住者又は事業後継者を町内事業者が正規雇用した場合、事業者に対し雇用奨励金を交付するものです。

◆ 奨励金交付対象となる事業者(①から⑫のいずれにも該当する事業者)

- ① 労働者災害補償保険及び雇用保険適用事業所として当該保険に加入していること。
- ② 事業者に町の公租公課の滞納がないこと。
- ③ 法人事業者にあつては、社会保険適用事業所として当該保険に加入していること。
- ④ 個人事業者で常時雇用者が5人以上の場合は、社会保険適用事業所として保険に加入していること。
- ⑤ 奨励金の交付の根拠となる労働者(対象雇用者)の雇入れの日又は正規労働者への転換の日以後当該対象労働者を引き続き雇用継続し、当該期間に係る給与を支払った事業者であること。
- ⑥ 対象雇用者の雇入れの日の前日又は正規労働者への転換の日の前日から起算して1年間に、当該雇入れに係る事業所において事業主の都合により正規雇用労働者を解雇したことがない事業者であること。
- ⑦ 事業者が、町から人件費が算定されている事業委託契約又は補助、助成事業等で委託料や補助・助成金等を受けている場合において、その対象事業による雇用者でないこと。
- ⑧ 町が出資等による権利を有する事業者でないこと。
- ⑨ 田子町以外に事業所を有する事業者において、対象雇用者を転勤等により田子町の居住地から通勤できない箇所に異動することがないこと。
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む事業者でないこと。
- ⑪ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営む事業者でないこと。
- ⑫ その他町長が公序良俗に反する理由から不相当と認める事業者でないこと。

◆ 奨励金の交付とその額、交付期間

- ◇ 新規卒業者*、移住者*又は事業後継者*を正規雇用*した場合、雇用者1人当たり年額10万円
- ◇ 社会保険適用事業者であつて、かつ、育児介護休業制度を適用する対象雇用者の場合は、10万円加算
- ◇ 奨励金を交付する期間は、対象雇用者を雇用した日の属する月から起算して3年間

※新規卒業者とは、田子町に住民登録を行い、中学校、高等学校、専門学校、短期大学、大学及びこれに準ずるものを卒業し1年未満の者及び卒業後3年以内の者で正規雇用されたことのない人。

※移住者とは、平成29年4月1日以降に田子町に転入し住民登録を行い、転入後6ヶ月以内に正規雇用をされた人。

※事業後継者とは、商工業及び農業者の後継者で、正規雇用の開始の日を基準に満40歳未満で田子町に住民登録を行い、年間の従事日数が3分の2以上の人。

※正規雇用とは、労働契約期間の定めがなく定年まで契約を結ぶ雇用形態であつて、事業者と雇用者との継続的な雇用関係において、雇用者が使用者の元で常勤で従業して1週間の所定労働時間が通常の労働者と同じであり、雇用保険の一般被保険者(1週間の所定労働時間が30時間以上)として雇用すること。この場合において、非正規雇用からの転換を含むものとします。

■ **申請期限** 申請期限は、対象となった日(新規雇用した日)から6ヶ月以内です。

■ **お問い合わせ** 田子町役場 住民課 子育て定住移住支援室 電話 0179-23 - 0678(直通)